

# 野寺墓地互助会規約

## (名称)

第1条 本互助会は、野寺町墓地互助会という。

## (事務所)

第2条 本互助会の事務所を野寺町内会総代宅に置く。

## (組織)

第3条 本互助会は、野寺町内会及び野寺町墓地使用者で組織する。

## (事業)

第4条 この墓地の環境保持のため、施設の修理、水道料金支払及び清掃等を行う。

## (加入)

第5条 墓地の使用許可を受けたときから互助会員となる。

## (脱退)

第6条 次に該当するときは、互助会の資格を喪失するものとする。

- (1) 墓地使用权の取消し通知を受けたとき。
- (2) 墓地が不要となり返還したとき。

## (役員)

第7条 本互助会に次の役員を置く。

会長（総代） 1名 幹事（評議員） 6名 会計（副総代） 1名  
会計監査（前総代） 1名

## (選任)

第8条 役員を選出は、町内初集会の役員選挙によるものとする。

## (総会)

第9条 年1回総会を開催するものとする。ただし、町内会の初集会をもって総会を兼ねることができる。

(会費)

第10条 本互助会の事業は、永代使用料及び会費をもって充てる。

- (1) 永代使用料 100,000 円または 60,000 円
- (2) 入会費 (旧管理費) 5,000 円
- (3) 会費 (1 か年) 野寺町に住所を有する者 300 円  
野寺町に住所を有さない者 500 円
- (4) 臨時会費 会長が必要と認めたとき

(徴収期日)

第11条 上期町内会費徴収日 (7月末日) とする。

(会費の不還付)

第12条 既納の会費は、還付しない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は役員会 (評議員会) に諮り処理することができるものとする。

附則

この規約は、平成26年 月 日から施行する

## 野寺墓地募集・使用要項

### 1. 募集区画

下のとおりです。空き区画の場所など詳細については総代に確認ください。

- ① 墓地所在地 野寺町野寺
- ② 永代使用料 1区画 100,000円または60,000円

原則として1世帯1区画です。複数区画を申し込むことはできません。

### 2. 申し込み場所、時期

- ① 場 所 その年の総代宅
- ② 募集時期 随時受付

### 3. 申し込み資格

野寺町に住民登録をされていて、引き続き永住される方で、次の①及び②に該当する世帯に属する方。

- ① 祭祀している遺骨があり、墓所のない方
- ② 県外に祭祀している墓所があり、墓所の移転を必要とする世帯  
尚②のみでの申し込みはできません。

### 4. 必要書類

- ① 墓所使用許可(変更)申請書
- ② 遺骨を持っている証明
  - ア 火葬許可証
  - イ 改葬許可証 別の場所からお墓を移される方
- ③ 野寺墓地互助会(互助会)加入申込書

※必要に応じて他にも書類の提出をお願いする場合があります。

また、書類はお返ししません。

### 5. 墓地使用許可

申し込み後、年4回(5.7.11.2月)の評議員会で議決、許可を出す

### 6. 使用料の納付

- ① 許可後1か月以内に現金または金融機関窓口で支払いいただきます。
  - ② 納付は永代使用料・互助会入会金及び年会費を全額一括納付です。
- ※納付期限が過ぎても納付されない場合は、キャンセルとみなします。

※納付された永代使用料(使用利用)及び互助会会費は、墓所を返還する場合も原則お返ししません。

## 7. 使用の注意

- ① 墓所本来の目的以外に使用できません。墓所に埋蔵できる遺骨は火葬された焼骨に限ります。
- ② 墓所の使用許可日から1年以内に墓碑を建立し、墓地として使用してください。
- ③ 使用権を他人に譲渡することはできません。墓所が不要になった場合は、更地に戻して野寺町へ返還してください。
- ④ 互助会に加入してください。入会金及び年会費は下のとおりです。

野寺墓地互助会	入会金(旧管理費)	5,000 円
	年会費(町内居住者)	300 円
	(町内以外居住者)	500 円

## 8. 許可の取消し

次の場合は、使用権が取り消されます。

- ① 目的の設備を設置しないで許可日より1年を経過したとき
- ② 使用権を譲渡、または転貸したとき
- ③ 互助会の会員でなくなったとき

## 9. 使用権の承継

使用者の死亡その他の理由により、当該使用者に代わって管理する者は、総代に墓所使用許可(変更)申請書を提出し、許可を得て当該墓所の使用権を承継することができる。

## 10. 使用権の消滅

- ① 使用者が死亡した場合または住所不明若しくは生死不明となり5年を経過した場合において、当該使用者の管理承継する者が判明しないときは、当該使用権は、消滅する。
- ② 総代は、前項により使用権が消滅したときは、その墳墓を別に定める場所に移し、または改葬することができる。

## (施行期日)

平成 26 年 月 日から施行する。

※同日前に使用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

# 墓所使用許可申請書

野寺墓地互助会長

注意1 太枠の中のみ記入してください

2 該当する項目には、○印をつけて  
ください。

		申請日	年	月	日
申請者	住所				
	フリガナ	⑩	電 話	—	
	氏 名				
申請する区画	区 画	1—1から3—9	4—1から10—8		
	区画番号				
	永代使用料	60,000円	100,000円		
死亡者	氏 名				
	申請者との関係				
現在の墓地用地		有 ( 市内・市外・県外 )			無
墳墓の建立予定日		年 月 頃			
添付書類 火葬許可証の写し 改葬許可書					

# 野寺墓地互助会加入届

野寺墓地互助会

注意 1 太枠の中のみ記入してください

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

加入者	住所	野寺町
	フリガナ 氏名	Ⓜ
使用区画	—	
変更届(加入者・住所) ※変更部分を○で囲む		
住所変更	新住所	
	旧住所	
加入者変更	新氏名	
	旧氏名	

野寺墓地互助会 管理費

使用区画	—	
	野寺町に住所を有する者	野寺町に住所を有さない者
入会金	5,000円	
年会費	300円	500円

今回、納めて頂くのは入会金の5,000円です。年会費は毎年7月末に納めて頂きます。